

6 資産第 6 3 号
令和 7 年 2 月 3 日

安城市庁舎整備審議会会長 様

安城市長 三 星 元 人



安城市庁舎整備基本構想について（諮問）

安城市庁舎整備審議会規則（令和 6 年安城市規則第 6 2 号）第 2 条の規定に基づき、安城市庁舎整備基本構想を策定するに当たり、貴審議会の意見を求めます。